

行政通知の読み方・使い方

消防団を中心とした地域防災力の充実強化に向けた取組 事項について

解説・総務省消防庁 国民保護・防災部 防災課 地域防災室

(令和7年1月31日消防地第66号、各都道府県知事、
各指定都市市長宛、消防庁長官通知)

1 はじめに

令和6年能登半島地震や能登半島における豪雨災害においては、消防団は、自らも被災しながら、発災直後から避難の呼びかけや、消防隊と連携した消火、倒壊家屋等からの救助とともに、孤立集落からの住民搬送、行方不明者の捜索、土砂撤去等の災害復旧など、多岐にわたる活動に懸命に取り組んでいた。また、自主防災組織等においても、住民の救助活動や避難誘導、避難者の生活環境を確保するための避難所の運営などに御尽力いただいた。

こうした大規模災害になればなるほど、地

域に密着した消防団及び自主防災組織等の力が重要になる中、依然として減少が続く消防団員の確保や消防団の災害対応能力の強化、自主防災組織等の活性化等により、地域防災力の充実強化により一層取り組んでいくことが重要である。

2 令和6年能登半島地震等を踏まえた地域防災力の強化

こうした状況を踏まえ、大規模災害等に備えた地域防災力の更なる充実強化に向け、消防庁では、「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について」(令和7年1月31日付け消防庁長官通知)を各都道府県知事及び各指定都市市長宛に発出した。同通知では、各都道府県及び市町村において、地域防災力の充実強化に向けて重点的

かつ強力に取り組んでいただきたい事項を示しており、本項においてはその概要を御紹介する。

なお、令和7年に発生した大船渡市を始めとする大規模林野火災においても、消防団等が被害状況の情報収集や住民への避難の呼びかけ、消防隊等と連携した消火等の活動を実施しており、地域防災の中核を担う消防団等の重要性が再確認されたことについてもここに触れておきたいと思う。

この連載では、自治体法務に
関わる行政通知を取り上げ、
通知の発出元に、発出の背景
や読み方、使い方などを解説
していただきます。

行政通知の読み方・使い方

こうした事例を踏まえ、大規模災害等に備え、「令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた今後の消防防災分野における推進事項について」（令和6年7月12日付消防庁次長通知）のとおり、消防団拠点施設の耐震強化を始め、小型・軽量化された車両や資機材の整備の推進、ドローン等のデジタル技術の活用促進など、消防団の更なる体制強化を図ることが必要である。

（1）消防団拠点施設の耐震強化

消防団拠点施設の耐震診断に要する経費について特別交付税措置が講じられており、また耐震工事については緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

（2）小型・軽量化された車両・資機材の整備推進

能登半島地震等を踏まえ、機動性の高い小型車両の整備を支援する観点から、車両総重量3・5t未満の消防車両の整備の推進を奨励するとともに、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）を踏まえ、令和6年度補正予算（以下「補正予算」という。）では、救助用資機材等を搭載した消防車両の無償貸付事業について、貸付対象車両にオフロードバイ

クを新たに追加したこと。

また、女性や学生、経験の浅い団員を含め、全ての団員が比較的容易に使用可能な小型・軽量化された救助用資機材の整備を推進する観点から、補正予算（消防団設備整備費補助金）において、電気で駆動する油圧切断機、チエーンソー及び電動カッターを始め、空調服や冷却服など身体を冷却する機能を有する「高視認性冷却衣」を新たに補助対象に追加したこと。

（3）車両・資機材の適切な維持管理・更新

車両や可搬消防ポンプ等の資機材について、消防団員の安全を確保し、迅速かつ効果的な活動を行うには日頃からの適切な維持管理が重要であるため、即時使用できる状態であることを確認する定期的な点検整備を行うとともに、動作確認も行うよう日頃から徹底していただきたいこと。

（4）ドローンの活用促進

また、定期的な点検により車両・資機材の耐用年数や性能等の状態を把握し、計画的な更新を行っていただきたいこと。

（5）消防庁映像共有システムの積極的な活用

消防庁と地方公共団体とで災害現場の映像情報を迅速に共有できる「消防庁映像共有システム」について、災害現場にいち早く駆けつける消防団員においても積極的に活用していただきたいこと。また、同システムの活用に当たっては、災害時においても適切に操作できるよう定期的な研修等を実施するとともに、普段から訓練等を行ななどの取組につい

備費補助金）において、ドローンと一体的に

整備する「タブレット端末」を補助対象に追加するとともに、全国の消防学校等において消防団員に対するドローンの操縦講習を引き続き実施（消防団災害対応高度化推進事業）すること。

また、災害時にはドローンの高度な操縦技能が必要な場合があるため、高度な技能が保証された資格の取得を推進する観点から、消防団員が一等及び二等無人航空機操縦者技能証明を取得する場合に必要となる経費について、令和7年度から新たに特別交付税措置を講ずることとされていること。なお、消防団におけるドローンの活用は、若年層の消防団に対する関心を醸成し、入団促進につながることから、団員確保の観点からも、その活用促進に向けた取組を進めていただきたいこと。

消防団の初動対応の重要性が再確認されたことから、迅速な情報収集に有効なドローンの活用促進に向け、補正予算（消防団設備整

ても積極的に実施していただきたいこと。

(6) 津波災害時の安全管理

能登半島地震により輪島市で発生した大規模火災を受けて開催した「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」において取りまとめられた報告書（令和6年7月）において、津波警報下での消防職員及び消防団員の安全対策が極めて重要であることから、津波時の浸水想定区域での活動について勘案した計画等の策定を推進するよう提言されたところである。

各消防本部における津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画の早期の策定や、既存計画の再確認・見直し等、必要な取組を進めていただぐとともに、消防団についても同計画の策定や見直し等があつた場合には、その内容に十分留意しつつ、地域の実情に応じて、「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」の策定や見直し等を検討いただきたいこと。

3 地域防災力の充実強化に向けた更なる取組

(1) 団員の確保に向けた取組
依然として消防団員数は減少が続いている

中、消防団員の確保を進めるためには、女性や若者などの入団促進を始め、消防団員の負担軽減や風通しの良い組織づくりなどの取組を一層推進する必要があること。

消防団員の更なる確保に向けた取組の参考にしていただくため、各地域の優良事例を多数取り上げ、消防団の魅力発信を始め、新規団員の確保策や現役団員の負担軽減など、消防団の充実強化につながる手法を紹介した「消防団員の確保に向けたマニュアル」を作成し、令和7年1月に公表したところであり、同取組を実施するに当たって直面する課題等の解決に向けた糸口となるよう、同マニュアルを積極的に活用いただきたいこと。

広報等による入団促進に当たっては、防災に関する知識を有するなど、消防団に親和性の高い方々へのアプローチも有効と考えられるため、地域の実情等に応じた積極的な入団促進の取組を講じていただきたいこと。

(2) 負担軽減等の働き方改革の推進

消防団アプリケーションなどのデジタル技術の活用による事務効率化や操法大会や訓練等の見直し等による消防団員の負担軽減のほか、フラットに意見を出し合える雰囲気を醸成することや消防団員への研修等を通じた団員間の意識改革など、風通しの良い組織づくりを進めることが重要である。

特に、消防団員間の意識改革を進めるには、ハラスメント等に関する対策を講ずること

が、消防団運営や消防団のイメージアップを図る上で極めて重要であるため、消防団員間の積極的なコミュニケーションの促進や、ハラスメントに関する相談窓口の設置等、ハラスメントに係る通報や相談をしやすい環境づくりに取り組むとともに、ハラスメント対策に係る研修会等を実施するなど、ハラスメントを事前に防止するための対策を講ずるほか、ハラスメントやコンプライアンス違反に係る事案が発生した場合には迅速かつ適切に対処いただきたいこと。

(3) 報酬等の待遇改善

消防団員の報酬等については、令和3年4月に「非常勤消防団員の報酬等の基準」を策定し、「団員」階級について標準額を定め、待遇改善を推進してきた結果、令和6年4月1日時点で、「団員」階級の年額報酬において標準額（3万6500円）を満たす市町村が約9割となるなど、着実に改善が図られている。いまだ待遇改善に対応していない市町村については、早急に条例改正等の必要な対応を行つていただきたいこと。なお、令和6年度からは、「班長」階級以上の年額報酬に

行政通知の読み方・使い方

ついても、普通交付税措置額を超える経費について特別交付税措置が講じられていること。

また、報酬等の消防団員個人への支給方法について、基準の趣旨を逸脱する不適切な取扱いを把握した場合は、早急に是正するとともに、消防団運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）については、団員個人に直接支給すべき経費と区別した上で、適切な予算措置を徹底していただきたいこと。

（4）機能別団員・機能別分団制度の活用

機能別団員・機能別分団制度については、基本団員を補完する制度として、消防団員の確保など地域防災力の維持向上に有効である。平時において防災啓発や救命講習などの広報活動を行う事例や、大規模災害時において専門的な知識・経験を有する方による災害対応能力を高める活動を行う事例など、各地域で積極的に本制度は活用されているところであり、引き続き地域特性等の事情に合わせた機能別団員・機能別分団制度の導入・活用を積極的に検討いただきたいこと。

（5）シニア層の活躍促進

地域防災力を維持するためには、新たな消防団員の確保だけでなく、既に在籍している

消防団員にやりがいを持つて活動していただきたいこと。

くことが重要であり、シニア層の活躍も重要である。こうした観点から、長年勤務された消防団員の労苦に報いる「退職報償金」の勤務年数区分に、新たに「35年以上」区分を追加することとしたこと（「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第394号）」において、当該区分の追加に係る所要号）において、当該区分の追加に係る所要の改正を実施済み）。

（6）女性の活躍促進

「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、消防団員に占める女性の割合について10%を目標としつつ、令和8年度末まで当面5%とする目標を掲げており、女性の更なる活躍推進に向けて、女性消防団員が活動しやすい環境を整えていくことが重要である。

消防団員の全体数が減少する一方で、女性消防団員数は令和6年4月1日時点で2万8595人と年々増加しており、多岐にわたる消防団活動を踏まえると、女性の入団を更に進める必要がある。

んでいただきたいこと。

また、女性団員の幹部登用や休団制度の導入等の消防団運営に関する制度整備や女性団員確保に向けた積極的な広報だけでなく、消防団拠点施設内にパーテーション等を設置するなど、女性の入団促進に資する活動環境整備を進めていただきたいこと。

さらに、消防団拠点施設における女性用トイレや更衣室等の設備についても重要なことから、これらの整備も進めていただきたいこと。

については、引き続き「緊急防災・減災事業債」の活用が可能であること。

（7）企業等との連携強化

消防団員に占める被用者の割合が約7割と高まっていることを踏まえ、団員確保のためには、企業や業界団体（以下「企業等」という。）の消防団に対する理解や協力を得ることが不可欠である。

「消防団の更なる充実強化に向けた企業等との連携強化について（協力依頼）」（令和6年10月15日消防地第578号）により通知しているとおり、都道府県及び市町村が密に連携しつつ、企業等のインセンティブとなるよう、消防団協力事業所に認定された企業等に対する入札参加資格等の優遇措置など企業等

への支援の充実や、企業等への主体的な働きかけ、企業等の従業員等の入団促進や消防団員として活動しやすい環境づくりなどに取り組んでいただきたいこと。

また、「消防団協力事業所表示制度」を導入していらない市町村にあたっては、企業等との連携を促進するため、早急に導入していくいただきたいこと。

(8) 大学等との連携強化

学生消防団員数は増加傾向であるものの、消防団員に占める若年層の割合が減少傾向にあるため、将来の担い手である若年層の入団促進に積極的に取り組むことが重要である。

このため、学生の入団促進に当たっては、「学生消防団活動認証制度」の導入及び更なる活用を進めるとともに、大学等の事務局と連携して入団説明会等を実施することや、消防団活動に理解が得られやすいと考えられる救急救命士や看護師、消防士を目指す学生が通う大学等へのアプローチを積極的に行う等により、学生消防団員の確保に向けて取り組んでいただきたいこと。

また、地域における防災力を高めるためには、自らの安全を守る能力を幼い頃から継続的に育成していくことも重要であるため、学校等との連携を図りながら、消防団員等が参

画した防災教育を積極的に行っていたいこと。その際には、保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの活用も積極的に検討いただきたいこと。

(9) 郵便局との連携

全国に拠点が存在し、地域社会と密接な関係を有するなどの郵便局の強みを活かす観点から、日本郵便株式会社と連携した郵便局員の消防団への入団促進等についても積極的に

検討いただきたいこと。また消防庁では、日本郵便株式会社と連携し、市町村の協力を得て、市町村主催の郵便局員向けの消防団に関する説明会を実施しているため、こうした機会を積極的に活用いただきたいこと。

4 おわりに

消防庁では、「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成26年法律第110号）の趣旨を踏まえ、各都道府県及び市町村と連携し、地域防災力の充実強化に向けた様々な取組を実施しているところであります。今後発生が危惧される南海トラフ巨大地震を始めとする大規模災害等に備えた消防・防災体制の強化が不可欠であるため、引き続き、地域防災力の中核を担う消防団及び自主防災組織等の更なる充実強化に取り組むために、各団体においても一層の取組をお願いしたい。

また、防災士等多様な主体と連携した取組や女性の視点を反映させた取組など、自主防災組織の取組を把握いたくとともに、「自主防災組織等活性化推進事業」も活用し、当該取組を支援いただきたいこと。併せて、自

主防災組織等のリーダー育成のための教育・訓練カリキュラムや研修プログラム例、スライド形式の研修教材、「自主防災組織の手引」を作成し消防庁HPにて公表しているため、これら既存の教材も有効活用し、自主防災組織等の育成・活性化に取り組んでいただきたいこと。

〔参考〕

総務省消防庁 消防団オフィシャルウェブサイト <https://www.fdma.go.jp/relocation/> syoboden/